





第 3 2 7 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録



令和 3 年 12 月 6 日

第327回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和3年12月6日(月) 午後2時から
- 2 開催場所 静岡県庁東館16階 OA研修室
(静岡市葵区迫手町9番6号)
- 3 議事内容
 - (1) 特定疾病のまん延防止に係る委員会指示について(決定) 資料1
 - (2) 目標増殖量について
 - ア 令和3年増殖実績について(報告) 資料2-1
 - イ 今後の目標増殖量について(協議) 資料2-2
 - ウ 令和4年目標増殖量について(決定) 資料2-3
 - (3) その他
 - ア その他の事項について
 - イ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

委員	牧野 悠輔	後藤 充宏	大石真衣子	古畑 恵子
	平野 國行	森田 禮治	和泉 誠	関 はずみ
	服部乃利子	秋山 信彦		
水産・海洋局	板橋 威			
水産資源課	花井 孝之	小泉 康二	鈴木 進二	奥野 将伍
- 5 欠席者氏名
なし

- 花井課長 皆様、本日はお忙しいなか御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第327回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。本日は、委員の皆様が就任されて以来、初めて対面での開催となります。このため、改めて皆様から自己紹介をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 牧野委員 興津川漁協の牧野と申します。色々とお世話になります。よろしくお願いいたします。
- 和泉委員 伊豆下田、稲生沢川漁協の和泉と申します。よろしくお願いいたします。
- 森田会長 東伊豆漁協の森田です。よろしくお願いいたします。
- 平野会長 天竜川漁協の平野と申します。お世話になりますがよろしくお願いいたします。
- 後藤委員 日本釣振興会静岡県支部顧問の後藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 大石委員 1 遊漁者代表の大石と申します。日本釣振興会の理事もやらせていただいております。よろしくお願いいたします。
- 関委員 東海大学海洋学部の関と申します。よろしくお願いいたします。
- 古畑委員 弁護士会の古畑と申します。よろしくお願いいたします。
- 服部委員 静岡県地球温暖化防止センターの服部と申します。よろしくお願いいたします。
- 秋山委員 東海大学海洋学部の秋山と申します。よろしくお願いいたします。
- 花井課長 委員の皆様ありがとうございました。続きまして、局長からお願いいたします。
- 板橋局長 水産・海洋局長の板橋と申します。皆様御多忙のところ、お越しくささいましてありがとうございます。本日は対面での開催となり、より一層活発な議論が行えることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 花井課長 事務局長を務めさせていただいております。花井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小泉班長 事務局の小泉と申します。よろしくお願いいたします。
- 鈴木主査 事務局の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。
- 奥野主事 事務局の奥野です。よろしくお願いいたします。

- 花井課長 皆様ありがとうございました。なお、本日は全委員が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。開会にあたりまして、平野会長よりお願いいたします。
- 平野会長 会長の平野です。本日の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、Webによる参加も交えた開催といたします。皆様には御不便をおかけしますが、御協力よろしくお願い申し上げます。
- 花井課長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、平野会長より御指名願います。
- 平野会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、古畑委員と森田委員にお願いいたします。
- 花井課長 続きまして、Webによる参加を交えた開催に当たっての注意事項を事務局より御説明いたします。
- 奥野主事 事務局の奥野です。Webによる参加を交えた開催といたしまして、注意点を申し上げます。Web会議開催中は、常時カメラをオンにし、マイクをミュートにした状態で参加してください。質疑応答につきましては、会長から誘導がございますので、誘導に従って質疑を行ってください。事務局からの注意点は以上です。
- 花井課長 なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、平野会長にお願いいたします。
- 平野会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入ります。議事の(1)は「特定疾病のまん延防止に係る委員会指示について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 それでは、議事1について説明させていただきます。資料1を御覧ください。今回の決定事項は特定疾病のまん延防止に関する委員会指示についてです。経緯を説明いたします。
- 1 コイヘルペスウイルス病、以下、KHV病とは、高い死亡率を示すウイルス性の疾病であり、コイのみに感染が確認されています。平成15年10月の茨城県霞ヶ浦において感染が確認された後、全国的に感染が拡大し、平成17年には全ての都道府県において感染が確認されることとなりました。
- 2 本県における発生状況について、平成15年11月に釣り堀(私有水面)で初めて発生が確認されて以降、令和3年12月6日現在、計21件の発生が確認されております。
- 3 本委員会指示について、水産庁からの通知に基づき、天然水面におけるコイ

の放流・移植の安全確認及びKHV病確認水域からの持ち出し等について、平成16年6月より本委員会指示により制限しております。現在、沖縄県を除く46都道府県において、同様の委員会指示が発出されており、全国統一した対応がとられております。

続きまして2の概要として、現行の指示内容と、更新の内容を御説明いたします。まず、現行の指示の概要について、1指示の内容は3つあります。(1) 持ち出し及び放流の禁止、KHV病に感染し、又はその疑いがあると知事が認めたコイがいる水域においては、生きたままコイを持ち出し、又はコイを放流することを禁止します。(2) 放流の制限、公共用水面やその接続水面、以下「公共用水面等」において放流する場合、放流しようとするコイは、検査により、KHV病に感染していないことが確認されていること等の要件を満たす必要があります。ただし、採捕した水域と同一の水域に再放流する場合は、この限りではありません。(3) 遺棄の禁止、生死を問わず、公共用水面等へのコイの遺棄を禁止します。2指示の適用除外、静岡県漁業調整規則第47条第1項いわゆる特別採捕に基づき知事の許可を得たものが当該許可の範囲内で当該指示に関する行為をする場合は、委員会指示は適用が除外されます。3指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

次に、更新の内容につきまして、本委員会指示は令和4年3月31日で期間満了となりますので、有効期間を2年間更新します。また、漁業法の改正及び静岡県内水面漁業調整規則統合に伴う条項等の改正に伴った条項のズレを修正します。

最後に3今回の決定の内容です。KHV病のまん延防止のために、漁業法第120条第1項及び第171条第4項に基づき、事務局案のとおり指示してよろしいか、審議のうえ決定をお願いします。事務局からの説明は以上です。

- 平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の(1)でございしますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の(1)のアについては、決定ということで終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の(2)は「目標増殖量について」でございます。まずは、ア「令和3年増殖実績について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 令和3年増殖実績について、まず、経緯を御説明いたします。資料2-1を御覧ください。漁業法第168条の規定により、第五種共同漁業権を免許された者は漁業権の対象となっている水産動植物について増殖の義務を負っています。増殖の

方法及び規模については、水産庁長官通知により、各都道府県の内水面漁場管理委員会が定めた増殖方法及び規模（目標増殖量）により増殖義務を履行することとされています。

次に、令和3年増殖実績について報告いたします。(1)目標増殖量の達成度について、漁業権魚種となっている11魚種のうち、アユ、アマゴ、フナの3魚種では全ての漁業権者で目標増殖量を達成しました。一方、8魚種で目標を達成できない漁業権者が見られましたが、その理由は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響、種苗自体の不漁等、いずれもやむを得ないと考えられるものになります。目標を達成できなかった魚種とその理由等を御説明します。(1)ウナギは、全14漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、うなぎ養殖業の許可制度が平成27年に始まってから放流用種苗が不足していることがあげられております。(2)ニジマスは、全14漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。理由は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりイベントが中止になったことに伴い、遊漁料収入が減少し予算不足となったことがあげられております。(3)ワカサギは、1漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成できませんでした。理由としては、供給元の需要がひっ迫し、種苗が調達できなかったためです。(4)イワナについても、1漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成できませんでした。理由としては、地元固有種を生産し放流する予定であったが、生産が難航したためです。(5)ウグイ及びオイカワについては、それぞれ全7漁業権中1漁業権及び全14漁業権中2漁業権で、目標を達成できませんでした。ウグイ及びオイカワは種苗の確保が困難であるため、産卵場を造成することによる増殖義務を課しております。目標を達成できなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、多人数での産卵場造成を見合わせたことが理由となります。(6)モクズガニは、全4漁業権中3漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、供給元である浜名湖において、種苗を十分に確保できなかったためです。(7)コイについては、KHV病まん延防止のため、全国的に放流による増殖を自粛しており、県内全漁協で放流をストップしております。以降のページは、県内の漁協ごとの増殖実績をまとめております。未報告の漁協が数件ございますが、出荷元の出荷量から目標増殖量の達成は確認しており、現在、漁協からの報告を依頼しているところであり、令和3年増殖実施結果については以上です。

○平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の（2）のアでございますが、終了してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（2）のアについては、終了いたします。

○平野会長

続きまして、イ「今後の目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事

今後の目標増殖量について御説明いたします。資料2-2を御覧ください。まず、1 本年の目標増殖量の考え方について、御説明いたします。目標増殖量については、これが各漁協の負担となり経営を圧迫している可能性があるなどの理由から、平成29年から見直し作業を進めた結果、第317回委員会において、前年の目標増殖量を単に踏襲する平成30年以前までの方法を見直しました。さらに、第320回の委員会において、漁協からの要望を基にした修正を加え、現在以下の考え方で目標増殖量を算出しております。目標増殖量の算出方法について、詳しく御説明します。ウナギ、ウグイ、オイカワ及びコイを除く魚種については、遊漁者数の増減比率に応じた形で目標増殖量を算出しております。基準となる目標増殖量については、県内全漁協で目標増殖量を達成した平成21年の目標増殖量を原則としており、平成26年の免許更新時に目標増殖量に変更のあった漁協は平成26年の目標増殖量とします。採捕者数については、直近5年間の採捕者数の5つの値の内、最高値、最低値を除いた3つの値の平均を求めた上で、平成21年度の採捕者数に対する比率を求めます。この比率を基準となる目標増殖量に掛けることで、目標増殖量を求めております。また、この算定方法をとった場合、経営改善を図り、遊漁者数が増加した漁協では、目標増殖量が増加してしまい、経営回復の妨げになります。このようなことから、令和3年の目標増殖量までは、令和元年目標増殖量を上限とし、漁協の経営改善に支障を来さないこととしております。なお、本上限値については、令和4年以降見直しとなっております。ウナギについては、漁協への負担が単価によって左右されるため、基準年の単価を基準として、前年度の単価との変動比率の逆数を基準となる目標増殖量に掛け合わせることで、目標増殖量を求めております。ウナギについても、令和3年の目標増殖量までは、令和元年目標増殖量を上限としており、令和4年以降見直しとなっております。ウグイ、オイカワ及びコイについては、前年の目標増殖量を維持しております。ニジマスについては、目標増殖量の単位を「尾数」と「kg」で選択可能としております。これは、キャッチアンドリリースの特定区などを定める漁協が増える中、大型のニジマスを放流する漁協と稚魚などの小型のニジマスを放流する漁協とで、負担が違うためです。ニジマスの重量に関しては、全漁協からの報告を元に重量の平均を求めております。次に、2 来年（令和4年）の目標増殖量の考え方について御説明します。平成30年の目標増殖量の見直しの後、令和2年度には、県内27漁協中20漁協の当期利益が黒字になるなど、漁協経営の改善などに一定の効果が見られました。このようなことから、令和4年度は、令和3年度の目標増殖量の考え方を基本としつつ、漁協からの要望等を踏まえ、次のとおり修正を加えます。1 つ目は、目標増殖量の上限値についてです。目標増殖量については、先ほど御説明したとおり、漁協の存続を第一に、経営負担を軽減する目的で遊漁者数の増減比率による算定を導入してきましたが、この場合、経営改善を図り遊漁者数が増加した漁協では目標増殖量が増加することとなり、経営改善の妨げとなってしまいます。このようなことから、令和3年の目標増殖量までは、

令和元年目標増殖量を上限としており、令和4年以降見直すこととしてきました。しかし、依然として遊漁者数の減少は続いており、依然として漁協の経営状況が厳しいことから、令和6年まで令和元年目標増殖量の上限を継続します。2つ目は、ウナギの目標増殖量算出方法についてです。前年の単価と基準年の単価の比率をもとに目標増殖量を算出した場合、目標増殖量が不安定化するため、直近5年間の5中3平均単価と基準年の単価の比率を使用し、目標増殖量の算定を安定化させます。3モクズガニ目標増殖量の単位について、モクズガニの目標増殖量については、従来「重量」によることとされてきました。しかし、近年、不漁によりモクズガニの種苗が入手できず、目標増殖量の未達成が続いており、漁協からは、放流できるモクズガニの単位に「尾数」を導入し、放流できる種苗の範囲を広げて欲しいとの要望が寄せられております。他方、モクズガニについては、重量による出荷が基本となっており、放流用種苗の1尾当たりの平均重量が不明なことから、「重量」による増殖量を「尾数」に換算することができません。このようなことから、県内の放流用種苗の重量計測を開始し、県内放流用種苗の1尾当たりの平均重量の算定が可能となった段階で、モクズガニの目標増殖量の単位に「尾数」を適用します。最後に、3来年（令和4年）の目標増殖量についてです。ウナギ、ウグイ、オイカワ及びコイを除く魚種については、令和3年の目標増殖量の考え方を基本としつつ、令和元年の上限値を継続します。ウナギについても、令和3年の目標増殖量の考え方を基本としつつ、令和元年の上限値を継続します。また、直近5年間の5中3平均単価と基準年の単価の比率を使用することとします。ウグイ、オイカワ及びコイについては、令和元年の目標増殖量を維持します。ニジマス目標増殖量の単位については、継続して「尾」と「kg」で選択可能とします。次のページに、令和4年の目標増殖量の試算値がございますので、御確認ください。今後の目標増殖量については以上です。

○平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○和泉委員 モクズガニの目標増殖量につきまして、事務局より御説明がございましたけれども、県内でモクズガニを放流している漁協は4漁協ありまして、このうち、ほとんどが浜名漁協から稚ガニを購入しております。しかし、ここ数年は浜名湖では稚ガニが不漁でして、放流がストップしているところです。過去に浜名湖から稚ガニを購入していたときは、約500円/kgで購入しており、30kg放流するとなると、約15,000円くらいになります。このような状況の中、漁協の方に、山口県の内水面漁業協同組合連合会の方で稚ガニを販売しているとの情報が入っております。大きさとしては、数cmのものになりまして、1尾あたり1gにも満たないもので、9円/尾で販売しているとのこと。しかし、この稚ガニを30kg放流するということになると、数百万円になってしまいます。このようなことから「尾数」による放流が可能になれば、また放流を再開できるようになるということで、このたび要望させていただいたところになります。

○奥野主事 御説明いただきありがとうございます。漁協から要望をいただきまして、県

としても「重量」を「尾数」に置き換えて目標増殖量にすることを検討いたしました。その結果、稚ガニの出荷元である浜名漁協では、100 g/尾という報告があった一方、放流を行っている漁協からは30 g/尾という報告があげられており、1尾当たりの重量にかなり乖離がございまして、「重量」を「尾数」に置き換えることができませんでした。このようなことから、まずは、出荷及び放流を行なう稚ガニについて、1尾当たりの平均重量をしっかりと調べまして、換算が可能になった段階で、目標増殖量について「重量」「尾数」を選択可能としたいと考えております。

- 秋山委員 井川漁協の目標増殖量について、イワナがございます。令和3年は漁協は地元固有種を生産し放流しようとして、生産が難航したとされておりました。、令和4年の目標増殖量の試算値は、令和3年とほぼ同じ量になっておりますが、この点については、大丈夫なのでしょうか。
- 奥野主事 目標増殖量の設定については、全県的に統一した考えに基づいて算定していること、また、漁業権魚種の設定に当たっては、平成26年の漁業権免許時に、漁業権対象魚種については、漁業権免許の期間を通して増殖可能ということで、免許しております。令和4年の目標増殖量につきましても、このような考えに基づいて、算出しておりますことを御承知おきください。
- 秋山委員 承知しました。
- 関委員 目標増殖量の上限值を令和元年の目標増殖量としているのはなぜですか。
- 奥野主事 遊漁者数の増減比率による目標増殖量の算定方法については、令和元年から導入いたしました。この際に、令和元年から漁協の経営を回復させていくということで令和元年の目標増殖量を上限としております。
- 服部委員 令和元年の目標増殖量を令和6年まで継続することとしたのはなぜですか。
- 奥野主事 目標増殖量の上限值については、令和元年から開始し、令和4年まで継続することといたしました。今回も同じ期間を定めることで様子を見ます。
- 服部委員 前回の3年については、新型コロナウイルス影響もございましたので、同じ3年間で良いのか疑問です。
- 平野会長 前回の目標増殖量設定時には、新型コロナウイルスの影響は加味されていないはずです。今後、コロナの影響がどのように現れてくるか分かりませんが、同じ条件下ではあると思いますので、同じく3年間ということで良いのではないのでしょうか。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(2)のイでございますが、

終了してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○平野会長

ありがとうございます。それでは、議事の（２）のイについては、終了いたします。

○平野会長

続きまして、ウ「令和４年目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事

令和４年目標増殖量についてです。資料２－３を御覧ください。令和４年目標増殖量については、資料２－２「今後の目標増殖量について」において協議いただいた考え方にに基づき、決定します。令和４年目標増殖量について次のページ「令和４年目標増殖量（案）」のとおり決定してよろしいか。御審議よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上です。

○平野会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長

特に御質問等ないようでございますので、議事の（２）のウでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○平野会長

ありがとうございます。それでは、議事の（２）のウについては、決定ということで終了いたします。

○平野会長

続きまして、議事の（３）は「その他」でございます。まずは、ア「その他の事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事

本日は、その他の事項がございません。

○平野会長

特にないようでございますので、次に移ります

○平野会長

続きまして、イ「次回開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事

次回開催日程について、御連絡します。次回開催は３月上旬を予定しております。事前に、日程調整を行いますのでよろしくお願い致します。次回開催日程については以上です。

- 平野会長 ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、委員の皆様より何か連絡事項等ございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局をお願いします。
- 花井課長 平野会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして、第327回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 4年 3月 17日

議長 平野 國行 

令和 4年 3月 28日

議事録署名人 古畑 真子 

令和 4年 4月 2日

議事録署名人 森田 禮治 

